

魚津市告示第55号

魚津市行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

魚津市長　　村椿　　晃

魚津市行政機構の改革に伴う関係告示の整備に関する告示

(魚津市人口対策推進本部設置要綱の一部改正)

第1条　魚津市人口対策推進本部設置要綱（平成28年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局長」を「教育委員会事務局長　議会事務局長」に改める。

(魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱の一部改正)

第2条　魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱（平成31年魚津市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項の表中「議会事務局長、教育委員会次長」を「教育委員会事務局長、議会事務局長」に改める。

(魚津市市民自治推進会議設置要綱の一部改正)

第3条　魚津市市民自治推進会議設置要綱（令和3年魚津市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項の表中「各部長」の次に「、教育委員会事務局長」を加え、「、都市計画課長及び教育総務課長」を「及び都市計画課長」に改める。

(魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正)

第4条　魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（令和2年魚津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「議会事務局長　　教育委員会事務局長　議会事務局長」を「議会事務局長　　教育委員会次長」に改める。

(魚津市広告掲載要綱の一部改正)

第5条　魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第15条中「及び教育委員会次長」を「、教育総務課長及び生涯学習・ス

ポーツ課長」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。